

建設一人親方の特別加入とは？

労災保険とは労働者が仕事中のケガ、通勤中の事故等の負傷・疾病・障害・死亡等に対して保険給付を行う国の保険制度です。

労災保険は、労働者を対象としているため労働者とは認められない一人親方には適用されませんが、労働災害に遭う危険性は通常の労働者と変わりません。そのため、労災補償を受けられるよう特別に任意加入が認められた制度が一人親方の特別加入制度です。

一人親方労災の加入メリットは？

一人親方労災保険に特別加入をすると、現場での不慮の事故時にケガの治療が無料で受けられ、休業や障害、死亡時に給付基礎日額に応じた額の補償を受けることができます。なお、通勤途上での事故（通勤災害）においても一般の労働者の場合と同様に取り扱われます。

また、元請会社も安心して仕事を依頼できるようになります。

労災補償の対象となる範囲は？

保険給付の対象となる災害は、①請負契約に直接必要な行為、②請負工事現場における作業およびこれに直接附帯する行為を行う場合③請負契約に基づくものであることが明らかな作業を自家内作業場において行う場合④請負工事に関する機械や製品を運搬する作業及びこれに直接附帯する行為を行う場合⑤突発事故（台風、火災など）により予定外に緊急の出勤を行う場合など一定の業務を行っていた場合に限られます。なお、通勤災害については、一般の労働者と同様に取り扱われます。

他に必要な費用

毛呂山町建設一人親方組合へ加入するには、毛呂山町商工会の会員であることが必要となるため併せて加入していただいております。

	商工会	一人親方組合
入会金（初年度のみ）	2,000円	0円
年会費	（個人）8,400円 （法人）14,400円	8,400円

1年目（個人）18,800円/年 2年目以降 16,800円/年
※途中加入の場合、加入月からの月割りとなります。

特別加入の対象となる方は？

労働者を使用しないで、土木、建築その他の工作物の建設、改造、保存、原状回復、修理、変更、破壊もしくは、解体またはその準備の事業（大工、左官、とび職人など）を行うことを常態とする一人親方その他の自営業者及びその事業に従事する人が特別加入できます。臨時で従業員を使用する場合は、使用する日の合計が年間100日を超えていない場合、該当します。当組合を通じて特別加入することができます。

労災保険の保険料は？

給付基礎日額とは、労災保険の給付額を算定する基礎となるもので、3,500円から25,000円まで16区分あります。保険料は、保険料算定基礎額（給付基礎日額×365）に保険料率18/1000（平成30年4月改定）を乗じたものになります。月の途中で加入した場合、保険料は月割りで算出されます。なお、保険料はどの一人親方団体でも同一です。

給付基礎日額 (A)	保険料算定基礎額 (B) (A) × 365	年間保険料(C) (B) × 保険料率 (18/1000)
25,000円	9,125,000円	164,250円
24,000円	8,760,000円	157,680円
22,000円	8,030,000円	144,540円
20,000円	7,300,000円	131,400円
18,000円	6,570,000円	118,260円
16,000円	5,840,000円	105,120円
14,000円	5,110,000円	91,980円
12,000円	4,380,000円	78,840円
10,000円	3,650,000円	65,700円
9,000円	3,285,000円	59,130円
8,000円	2,920,000円	52,560円
7,000円	2,555,000円	45,990円
6,000円	2,190,000円	39,420円
5,000円	1,825,000円	32,850円
4,000円	1,460,000円	26,280円
3,500円	1,277,500円	22,986円

健康診断が必要な場合があります。

粉じん作業業務、振動工具使用業務、鉛業務、有機溶剤業務などに一定期間従事されている場合は事前に労働局から指定された期間内に指示された診断実施機関で健康診断を受ける必要があります。なお、この場合の健康診断に要する費用は無料です。ただし、受診のために要した交通費は自己負担となります。

一人親方組合特別加入や中小企業向け労働保険に関するお問い合わせ・ご相談

☎ 049-294-1545

毛呂山町建設一人親方組合・毛呂山町商工会

〒350-0465 入間郡毛呂山町岩井西4-6-16 毛呂山町商工会内

【受付時間】月～金 8:30～17:15（祝祭日を除く）